

## 愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付要綱（令和8年度採用者）

### （目的）

第1条 県内における教育現場を支える優れた人材の確保を図るため、令和8年度に県内の公立小学校に教諭（任用の期限を付さない講師を含む。以下同じ。）として採用された者の奨学金返還に要する経費に対し、予算の範囲内で愛媛県教員確保対策強化事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより奨学金の返還を支援することとし、その交付については、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する第一種学資貸与金（以下「第一種奨学金」という。）及び第二種学資貸与金（以下「第二種奨学金」という。）をいう。

### （補助金の交付要件）

第3条 県は、補助金の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）としてあらかじめ認定を受けた者のうち、次に掲げる要件を全て満たすものに対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- (1) 大学等の在学中に愛媛県公立学校教員採用選考試験（小学校教員の試験区分に限る。）（以下「選考試験」という。）の前期選考試験に合格し、令和8年4月1日に県内の公立小学校に教諭として採用された者（令和6年度以前に実施された選考試験（大学3回生等特別選考による選考試験を除く。）を受験したことがない者に限る。）であること。
- (2) 奨学金の返還債務を有している者であること。
- (3) 令和8年4月1日から起算して10年が経過するまでの期間、県内の公立小学校又は中学校（以下「公立小学校等」という。）に教諭として勤務する見込みの者であること。

### （補助対象期間）

第4条 補助対象期間は、令和8年4月1日から起算して10年が経過するまでの期間のうち、公立小学校等に教諭として勤務した期間（採用後の異動により公立小学校等の教諭以外の者として勤務した期間を含む。以下同じ。）とする。ただし、令和8年4月1日から奨学金の返還完了までの期間が10年に満たない場合にあっては、返還が完了するまでの期間のうち、公立小学校等に教諭として勤務した期間を補助対象期間とする。

2 前項において、期末手当及び勤勉手当の支給等に関する規則（昭和38年愛媛県人事委員会規則7-204。以下「期末手当等の支給等規則」という。）第2条第8号に掲げる職員として在職した期間並びに第12条第2項第1号、第3号から第6号まで、第8号から第10号まで及び第12号に該当する期間並びに勤務成績が著しく不良であると認められる期間がある場合には、補助対象期間から除算するものとする。

3 前2項の期間の計算に当たっては、それぞれの期間の初日の属する月の翌月（その日が月の15日以前であるときは、その日の属する月）から、それぞれの期間の末日の属する月（その日が月の15日以前であるときは、その日の属する月の前月）までの期間の月数の通算によるものとする。

(補助金の額)

第5条 前条に規定する補助対象期間中に交付する補助金の額は、交付対象者が大学等の在学時に奨学金として貸与期間（48箇月（国が実施する教師になった者に対する奨学金返還支援により支援を受ける期間を除く。）を上限とする。）中に貸与を受けた総額のうち、令和8年4月1日時点で返還を要する額を2で除した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、153万6千円を上限とする。

2 1箇月当たりの補助金の額は、前項の額を前条第1項に規定する補助対象期間の総月数で除した額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、同条第2項に規定する除算期間がある場合には、その期間の月数に1箇月当たりの補助金の額を乗じた額を、補助金の額の総額から除算するものとする。

3 各年度において交付する補助金の額は、前項に規定する1箇月当たりの補助金の額に12を乗じた額を上限とする。

(交付対象者の認定)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、知事が別に定める日までに、交付対象者認定申請書（様式第1号）により知事に申請し、交付対象者の認定を受けなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 履歴書（様式第2号）
- (2) 奨学金の借入を証する書類
- (3) 在学証明書
- (4) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、交付対象者を認定したときは、その旨を交付対象者認定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

4 知事は、交付対象者を認定しなかったときは、その旨を交付対象者不認定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(交付対象者の認定の要件)

第7条 交付対象者の認定は、第3条に規定する交付要件を全て満たす見込みの者に対し行うものとする。

2 知事は、前項に規定する者の数が、交付対象者として予定する数を超える場合には、選考試験における成績上位の者から順に、予定する数の範囲内で認定するものとする。

(交付対象者の認定の変更等)

第8条 交付対象者は、第6条第3項の規定により認定を受けた内容に変更があったときは、速やかに変更承認申請書（様式第5号）により申請し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請について承認をしたときは、その旨を変更承認通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(交付対象者の認定の取消し)

第9条 交付対象者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を認定辞退届（様式第7号）により知事に届け出なければならない。

- (1) 補助金の受給を辞退しようとする場合
- (2) 奨学金の貸与を取り消され、又は辞退した場合
- (3) 大学等を退学した場合
- (4) 令和8年4月1日に県内の公立小学校に教諭として採用されなかった場合

2 知事は、前項の規定による届出に基づき認定を取り消したときは、その旨を認定取消通知書（様式第8号）により交付対象者に通知するものとする。

（交付申請の時期等）

第10条 補助金の交付申請は、第6条第3項の規定により交付対象者の認定を受けた者が、第3条に規定する要件を全て満たすこととなった日以後、毎年度知事が別に定める日までに行うものとする。

2 前項の申請は、交付申請書（様式第9号）によるものとする。

3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第2号から第4号までに掲げる書類は、交付対象者の認定後、最初の交付申請を行う場合を除き、添付を要しない。

(1) 返還誓約書（様式第10号）

(2) 奨学金の借入を証する書類

(3) 第6条第3項に規定する交付対象者認定通知書の写し

(4) 交付対象者の認定の変更承認を受けた者にあつては、第8条第2項に規定する交付対象者変更承認通知書の写し

(5) その他知事が必要と認める書類

（交付の決定）

第11条 知事は、前条の規定により交付申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第11号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項に規定する審査の結果、適当と認められないときは、補助金の不交付を決定し、不交付決定通知書（様式第12号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

（交付決定の変更等）

第12条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条第1項の規定により交付決定を受けた内容に変更があつたときは、速やかに変更承認申請書（様式第13号）により申請し、知事の承認を受けなければならない。

2 知事は、前項の規定による申請について承認をしたときは、その旨を変更承認通知書（様式第14号）により通知するものとする。

3 知事は、前条第1項の規定により交付決定した補助金の額に変更があつたときは、その旨を変更交付決定通知書（様式第15号）により通知するものとする。

（各年度の実績報告）

第13条 交付決定者は、補助金の交付決定を受けた各年度の実績報告を知事が別に定める日までに行わなければならない。

2 前項の実績報告は、実績報告書（様式第16号）によるものとする。

3 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 奨学金の返還を証するもの及び奨学金の返還明細書

(2) 第11条第1項に規定する交付決定通知書の写し

(3) 変更承認を受けた者にあつては、第12条第2項に規定する変更承認通知書の写し

(4) 変更交付決定を受けた者にあつては、第12条第3項に規定する変更交付決定通知書の写し

（補助金の額の確定）

第14条 知事は、前条第2項の規定による実績報告書の提出があつたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書（様式第17号）により通知するものとする。

(補助金の請求)

第 15 条 前項の規定により補助金の額の確定通知を受けた交付決定者は、補助金の請求を行う場合は、補助金請求書(様式第 18 号)を作成し、知事が別に定める日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第 16 条 知事は、前条の規定による請求書を受領した場合は、内容を審査し、適当であると認めるときは、当該請求に係る補助金の額を独立行政法人日本学生支援機構に支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第 17 条 知事は、交付決定者が次のいずれかに該当した場合には、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 公立小学校等の教諭を、採用後 10 年が経過する前に退職した場合(次項に該当する場合を除く。)
- (2) 免職、停職、減給又は戒告の懲戒処分を受けた場合
- (3) 奨学金返還を滞納した場合
- (4) 奨学金返還を免除された場合
- (5) 第 4 条第 1 項に規定する補助対象期間が経過する前に奨学金の繰上げ返還を行い、その返還を完了した場合(第 12 条第 1 項に規定する変更承認の申請を行っていない場合に限る。)
- (6) 第 13 条に規定する実績報告を怠った場合
- (7) 補助金の交付を受けるため、虚偽の申告又はその他不正の行為を行った場合

2 知事は、交付決定者が、採用後 10 年を経過する前に次の各号に掲げる休業又は勤務をした場合であって、当該休業又は勤務の期間に返還した奨学金について補助金の交付決定を受けた場合に、公立小学校等の教諭を、採用後 10 年に当該各号に定める期間を付加した期間を経過する前に退職したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成 3 年法律第 110 号。以下「育児休業法」という。)第 2 条の規定による育児休業(期末手当等の支給等規則第 6 条第 2 項第 2 号ア及びイに掲げる育児休業を除く。) 当該育児休業の期間
- (2) 育児休業法第 10 条の規定による短時間勤務 期末手当等の支給等規則第 12 条第 2 項第 7 号に該当する期間
- (3) 育児休業法第 19 条の規定による部分休業 期末手当等の支給等規則第 12 条第 2 項第 11 号に該当する期間

3 知事は、前 2 項の規定により交付決定を取り消した場合は、交付決定取消通知書(様式第 19 号)により通知するものとする。

4 知事は、第 1 項及び第 2 項の規定により交付決定を取り消した部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。ただし、独立行政法人日本学生支援機構法施行令(平成 16 年政令第 2 号)第 7 条の規定により奨学金の返還を免除された場合を除く。

(加算金及び延滞金)

第 18 条 交付決定者は、前条第 1 項及び第 2 項の規定による取消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

2 補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における前項の規定の適用については、返還を命ぜられた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命ぜら

れた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

3 交付決定者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

4 知事は、第 1 項及び前項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、交付決定者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

5 交付決定者は、前項の申請をしようとする場合には、当該補助金の返還を遅延させないためにとった措置及び当該加算金又は延滞金の納付を困難とする理由その他参考となる事項を記載した申請書（様式任意）を知事に提出しなければならない。

6 知事は、第 4 項の免除をする場合には、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合はその条件を交付決定者に通知するものとする。

（関係書類の整備）

第 19 条 交付決定者は、奨学金返還に係る収入支出の証拠書類を整備し、返還終了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しなければならない。

（報告及び調査）

第 20 条 知事は、この補助金に関して必要があると認めたときは、交付決定者に対して報告を求め、又は関係職員に調査させることができる。

（その他）

第 21 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

愛媛県知事 様

申請者 住 所

氏 名

印

愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付対象者認定申請書

愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付対象者の認定を受けたいので、愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

<p>私は、これまで愛媛県公立学校教員採用選考試験を受験したことが無く、愛媛県の公立小学校の教諭として採用された後、10年間が経過するまでの期間、愛媛県内の公立小学校又は中学校の教諭として勤務する見込みです。（※次の該当するものを○で囲む。）</p> <p style="text-align: center;">はい          ・          いいえ</p>											
申請者	住 所	〒									
	(ふりがな) 氏 名	-----									
	生年月日	年 月 日									
	電話番号	※必ず本人と連絡が取れる電話番号を記載すること									
(申込日現在) 修学状況	大学等	<input type="checkbox"/>	大 学	<input type="checkbox"/>	大学院	<input type="checkbox"/>	短期大学	<input type="checkbox"/>	高等専門学校	<input type="checkbox"/>	専修学校
	上段には該当する校種に○を、下段には名称を記載すること。	※学部、研究科、学科、専攻まで記載すること									
	所在地	〒									
	在籍学年					卒業予定年月	年 月				
	奨学金受給の形態	自宅通学期間： 年 月～ 年 月 自宅外通学期間： 年 月～ 年 月									
奨学金	名 称	独立行政法人日本学生支援機構 第一種奨学金				独立行政法人日本学生支援機構 第二種奨学金					
	貸与予定金額 (令和8年4月1日時点)	円/月 (総額 円)				円/月 (総額 円)					
	貸与期間	年 月～ 年 月				年 月～ 年 月					

※添付書類

- (1) 履歴書（様式第2号）
- (2) 奨学金の借入れを証する書類
- (3) 在学証明書
- (4) その他知事が必要と認める書類



様式第3号（第6条第3項関係）

第 号  
年 月 日

様

愛媛県知事

印

愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付対象者認定通知書

年 月 日付けで申請された愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付対象者について、認定することを決定したので通知します。



様式第4号（第6条第4項関係）

第 号  
年 月 日

様

愛媛県知事

印

愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付対象者不認定通知書

年 月 日付けで申請された愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付対象者について、認定しないことを決定したので通知します。

愛媛県知事 様

申請者 住 所

氏 名

印

愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付対象者変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で認定された愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付対象者の内容について、下記のとおり変更したいので、愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

※ 変更する項目の番号をすべて○で囲み、変更前及び変更後の内容を記載してください。

1：申請者に関すること（住所、氏名、電話番号）

2：奨学金に関すること（金額、貸与期間、奨学金受給の形態）

変更前	
変更後	

変更前	
変更後	

変更前	
変更後	

※変更の内容を証するために必要な書類を添付すること。

様

愛媛県知事

印

愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付対象者変更承認通知書

年 月 日付けで提出された愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付対象者の変更承認申請について、下記のとおり承認したので、愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付要綱第8条第2項の規定により通知します。

記

変更前	
変更後	

変更前	
変更後	

変更前	
変更後	

年 月 日

愛媛県知事 様

交付対象者 住 所  
氏 名

印

愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付対象者認定辞退届

年 月 日付け 第 号で認定を受けた愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付対象者について、下記の理由により辞退したいので、愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付要綱第9条第1項の規定により関係書類を添えてお届けします。

記

（辞退理由）

愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付要綱第9条第1項第\_\_\_\_\_号に該当するため

（参考）

第9条 交付対象者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を認定辞退届（様式第7号）により知事に届け出なければならない。

- (1) 補助金の受給を辞退しようとする場合
- (2) 奨学金の貸与を取り消され、又は辞退した場合
- (3) 大学等を退学した場合
- (4) 令和8年4月1日に県内の公立小学校に教諭として採用されなかった場合

（添付書類）

- ・認定通知書の写し
- ・交付対象者の認定の変更承認を受けた者にあつては、交付対象者変更承認通知書の写し

第 号  
年 月 日

様

愛媛県知事

印

愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付対象者認定取消通知書

年 月 日付で辞退届出のあった愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付対象者の認定について取り消したので、愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 住 所  
氏 名 印

愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付申請書

愛媛県教員確保対策強化事業費補助金の交付を受けたいので、愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付要綱第10条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

申請者	住 所	〒	
	(ふりがな) 氏 名		
	生年月日	年 月 日	
	電話番号	※必ず本人と連絡が取れる電話番号を記載すること	
	メールアドレス		
	大学等 卒業年月	年 月	
立勤 小務 学す 校等 公	名称		
	所在地	〒	
	就業年月日	年 月 日	
交付申請額		金	円（令和 年度申請分）
奨学金	名 称	独立行政法人日本学生支援機構 第一種奨学金	独立行政法人日本学生支援機構 第二種奨学金
	貸与金額 (令和8年 4月1日時 点)	円/月  (総額 円)	円/月  (総額 円)
	貸与期間	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	返還期間	年 月～ 年 月	年 月～ 年 月
	奨学金受給 の形態	自 宅通学期間： 年 月～ 年 月 自 宅外通学期間： 年 月～ 年 月	

※添付書類（(2)～(4)については、初回申請時以外は添付不要。）

- (1) 返還誓約書（様式第10号）
- (2) 奨学金の借入れを証する書類
- (3) 交付対象者認定通知書の写し
- (4) 交付対象者の認定の変更承認を受けた者にあつては、交付対象者変更承認通知書の写し
- (5) その他知事が必要と認める書類

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所 〒

電話番号

氏 名

印

返 還 誓 約 書

年 月 日付けで交付申請をした愛媛県教員確保対策強化事業費補助金について、愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付要綱第 17 条第 4 項の規定に基づき返還が決定した場合には、定められた支払い期限までに滞りなく加算金と合わせて返還します。

また、期日までに返還しなかった場合は、請求された延滞金を支払うことに同意します。

第 号  
年 月 日

様

愛媛県知事

印

愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった愛媛県教員確保対策強化事業費補助金について、  
下記のとおり交付決定したので、愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付要綱第 11 条第 1 項の  
規定により通知します。

記

1 交付決定額

交付決定額	金 円（令和 年度分） （1 箇月当たりの補助金の額：金 円）
-------	------------------------------------

2 交付条件

- (1) この補助金の対象となる申請者、申請者の勤務する公立小学校等、交付申請額及び奨学金に係る内容は、年 月 日付け愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- (2) この補助金は、愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付要綱の定めるところにより取り扱わなければならない。



様式第 12 号（第 11 条第 2 項関係）

第 号  
年 月 日

様

愛媛県知事

印

愛媛県教員確保対策強化事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった愛媛県教員確保対策強化事業費補助金について、交付しないことを決定したので、愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定により通知します。

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 住 所  
氏 名

印

愛媛県教員確保対策強化事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付で提出した愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付申請書について、下記のとおり変更したいので、愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付要綱第 12 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

※ 変更する項目の番号を○で囲み、変更前及び変更後の内容を記載して下さい。 1：申請者に関する事（住所、氏名、電話番号） 2：勤務する公立小学校等に関する事（名称、所在地、就業年月日） 3：交付申請額に関する事 4：奨学金に関する事（金額、貸与期間、返還期間、奨学金受給の形態）		
変更前		
変更後		
変更になった日	年 月 日	
変更前		
変更後		
変更になった日	年 月 日	
変更前		
変更後		
変更になった日	年 月 日	

※添付資料（変更の内容を証するために必要なものについて添付）

奨学金の返還を証するもの及び奨学金の返還明細書

第 号  
年 月 日

様

愛媛県知事

印

愛媛県教員確保対策強化事業費補助金変更承認通知書

年 月 日付で提出された愛媛県教員確保対策強化事業費補助金の変更承認申請について、下記のとおり承認したので、愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により通知します。

記

変更前	
変更後	

変更前	
変更後	

変更前	
変更後	

第 号  
年 月 日

様

愛媛県知事

印

愛媛県教員確保対策強化事業費補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した愛媛県教員確保対策強化事業費補助金について、下記のとおり交付決定額を変更したので、愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付要綱第 12 条第 3 項の規定により通知します。

記

1 変更後の交付決定額

変更後の 交付決定額	金 円（令和 年度分） （1 箇月当たりの補助金の額：金 円）
---------------	------------------------------------

2 交付条件

- (1) この補助金変更の対象となる申請者、申請者の勤務する公立小学校等、交付申請額及び奨学金に係る内容は、年 月 日付け愛媛県教員確保対策強化事業費補助金変更承認申請書の記載のとおりとする。
- (2) この補助金は、愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付要綱の定めるところにより取り扱わなければならない。

年 月 日

愛媛県知事

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

印

愛媛県教員確保対策強化事業費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号による交付決定・ 年 月 日付け  
第 号による変更交付決定に係る実績について、愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付  
要綱第 13 条第 2 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 交付決定を受けた補助金の額 金 \_\_\_\_\_ 円（令和 年度分）

2 奨学金の返還実績

年 月までの返還額計①	
年 月から 年 月までの返還額②	
年 月以降の返還予定額③	
返還総額（①+②+③）	

※添付書類

- (1) 奨学金の返還を証するもの及び奨学金の返還明細書
- (2) 交付決定通知書の写し
- (3) 変更承認を受けた者にあつては、変更承認通知書の写し
- (4) 変更交付決定を受けた者にあつては、変更交付決定通知書の写し

第 号  
年 月 日

様

愛媛県知事

印

愛媛県教員確保対策強化事業費補助金確定通知書

年 月 日付け第 号で交付決定・ 年 月 日付け 第 号で  
変更交付決定した愛媛県教員確保対策強化事業費補助金について、下記のとおり補助金額を確定  
したので、愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付要綱第 14 条の規定により通知します。

記

補助金確定額	金 円 (令和 年度分) (1 箇月当たりの補助金の額 : 金 円)
--------	---------------------------------------

年 月 日

愛媛県知事 様

申請者 住 所  
氏 名

印

愛媛県教員確保対策強化学業費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定・ 年 月 日付け 第 号で変更交付決定のあった補助金について、愛媛県教員確保対策強化学業費補助金交付要綱第 15 条の規定により、下記のとおり交付を請求します。

記

1 請求金額 金 円 (令和 年度分)

2 請求金額内訳

補助金 (※1) 円 × 勤務月数 (※2) 月 (令和 年 月 ~ 令和 年 月分)

※1 補助金交付要綱第 5 条第 2 項に規定する 1 箇月当たりの補助金の額

※2 補助金交付要綱第 4 条に規定する補助対象期間の月数

(ただし、既に補助金の交付を受けた期間については除く。)

第 号  
年 月 日

様

愛媛県知事

印

愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定・年 月 日付け  
第 号で変更交付決定を行った補助金について、下記のとおり取消したので、愛媛県教員確保対策強化事業費補助金交付要綱第 17 条第 3 項の規定により通知します。

記

- 1 交付決定・変更交付決定通知の年月日及び番号
- 2 取消理由
- 3 返還を命じる補助金の額
- 4 返還期限